

設計変更の際に適用する単価、為替レート

無償資金協力ⁱにおける設計変更の際に適用する単価は、「予備的経費の運用手順等に係るマニュアル」に基づく合意単価によるものとしますが、単価合意を行わない案件ⁱⁱおよび予備的経費適用対象外の案件の設計変更の際に適用する単価および為替レートは以下を原則とします。

1. 施設

- 1) 既存工種ⁱⁱⁱについては、詳細設計時の積算単価を用いる。
 - 2) 新規工種については、設計変更時に単価を設定する。
- 1)、2)ともに為替レートは、数量が増となる場合は、設計変更時から過去3ヶ月の平均レートを詳細設計時と同一の方法で算出する。また、数量が減となる場合は、詳細設計時の適用レートを用いる。
- 1) については、当該変更に係わる共通費^{iv}を加えた額に落札率を乗じる。
 - 2) については、当該変更に係わる共通費にのみ落札率を乗じる。

2. 機材

- 1) 既存機材については、詳細設計時の積算単価を用いる。
 - 2) 新規機材については、設計変更時に単価を設定する。
- 1)、2)ともに為替レートは、数量が増となる場合は、設計変更時から過去3ヶ月の平均レートを詳細設計時と同一の方法で算出する。また、数量が減となる場合は、詳細設計時の適用レートを用いる。
- 1) については、当該変更に係わる共通費^vを加えた額に落札率を乗じる。
 - 2) については、当該変更に係わる共通費にのみ落札率を乗じる。

	施設		機材	
	既存工種	新規工種	既存機材	新規機材
単価	詳細設計時の積算単価	新たに単価を設定	詳細設計時の積算単価	新たに単価を設定
為替レート	数量が増となる場合：設計変更時点から過去3ヶ月の平均レート 数量が減となる場合：詳細設計時の適用レート			

落札率	当該設計変更に係わる共通費を加えた額に落札率を乗じる	当該設計変更に係わる共通費にのみ落札率を乗じる	-	当該設計変更に係わる共通費にのみ落札率を乗じる
-----	----------------------------	-------------------------	---	-------------------------

以上

ⁱ 施設・機材等調達方式、包括方式、調達代理方式の無償資金協力を対象とする。

ⁱⁱ 建築案件については、原則単価合意を行わない。但し、必要と判断される場合は、その理由を明確にしたうえで、主要工種等について単価合意を行うこともできる。

ⁱⁱⁱ 工種とは、国土交通省発行の「新土木工事積算大系用語定義集」による体系階層のレベル2のことを示す。

^{iv} 共通費とは、土木案件、建築案件においては、共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等から構成され、共通仮設費（積み上げ分）については、落札率を乗じる対象とならない。また、機材案件については、一般管理費等を示す。

^v 共通費とは、土木案件、建築案件においては、共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等から構成され、共通仮設費（積み上げ分）については、落札率を乗じる対象とならない。また、機材案件については、一般管理費等を示す。